

IV-28 地域計画における環境評価方法について

東京大学大学院 学生員 林 良嗣

1.はじめに

今日、上木計画の評価においては、コストベネフィットのみならず、環境事前評価（環境アセスメント）が不可欠である。地域開発の現状を考えると、環境アセスメントはその過程および結果が計画者自身のみならず、行政担当者や地域住民にも理解され、納得され得るものでなければならぬ。本研究では、従来のアセスメント手法の比較検討を行ない、環境システムストリックス法と呼ばれる交通施設計画を対象として作られた手法を、地域計画に応用できるように改良し、これを用いた計画案修正プロセスを提案した。そして、これらの実用性を確認るためにケーススタディを行なった。

2.環境評価の方法

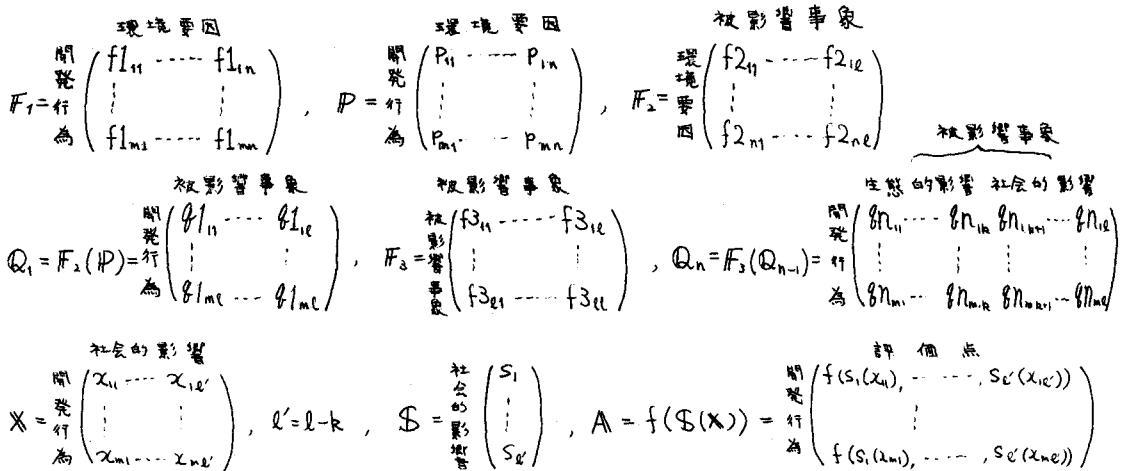
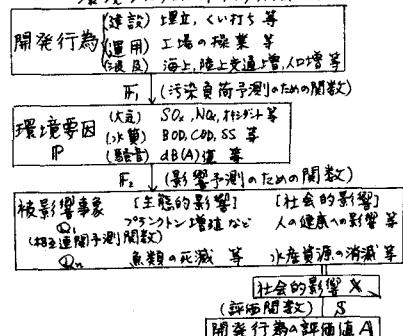
2-1 環境アセスメント手法の具備すべき条件

従来のアセスメント手法を分類整理して比較検討した結果、次のようないわゆるものが手法の必要条件としてまとめる。すなむち、(1)網羅的であること、(2)予測（客観的）と評価（主観的）が明確に区別されること (3)アセスメント過程の各段階で結果のチェックが可能であること (4)インパクトの評価基準が明確であること (5)波及効果も考慮できること (6)開発行為ごとにインパクトが抽出できること (7)予測過程は反復的に再現可能であること、である。

2-2 環境システムストリックス法の地域計画への応用

本研究では、地域計画の環境アセスメントを行なうために、上記の必要条件を最も良く満足する環境システムストリックス法を用いる。この手法は、交通施設計画にだけ適用されてきたもので、これを地域計画に適用し得るように改良した手法を提案する。図1はこの考え方のフローを示したものであり、次のような特徴を持つ。(1)すなむち、(1)システムマテバに段階を追って予測評価する (2)環境要因によるチェック（従来の環境基準によるチェック）のみでなく、さらに影響まで予測して評価する、という2段階のチェックができること (3)2-1で述べた必要条件を備えていること、である。

図1 地域計画のための
環境システムストリックス法の考え方



f は各影響に対する評価点を統合する関数

2-3 環境システムストリックスを用いた代替案の評価と修正のプロセス

本研究で提案するアセスメントのフローは、図2に示す通りである。このプロセスの特徴は、従来の環境基準のみによる評価だけではなく、人や動植物への影響を調べ、それに基づいて計画者や住民が独自の評価を行なう、という二重チェック機構を有していることである。

3. 四日市地域における開発計画の環境評価

3-1. ケーススタディの目的と方法

本ケーススタディでは、過去の計画に対する仮想的アセスメントの結果から参考された修正案と現況とを比較することにより、提案したアセスメント手法の実用性の確認を試みるものである。ここで、現況は、過去の計画がそのまま実現された姿を見なしていい。

3-2 環境要因値の予測（図2の②）

ケーススタディの対象地域である四日市の昭和46年の土地利用現況は、図3に示すとおりである。また、本ケーススタディで扱う環境要因は四日市地域で最も問題となる、いわゆる大気汚染である。ここで、固定汚染源はすべて点煙源、移動汚染源は道路区間に約1km毎に点汚染源を仮定して排出させていく。拡散モデルは、両者共に正規ブルーム型の長期平均式を用いる。求めた汚染物質は、SO_x、NO_x、ダスト、CO、オキシダントであり、前の4つはこれらのモデルを用いて求め、オキシダントはNO_xから生成すると仮定して求めた。その結果、計算値と実測値との相関は、SO_xで0.846、NO_xで0.870、ダストで0.919という高い値を示している。CO、オキシダントについては、観測点が少ないので相關係数を求められなかった。

3-3. 被影響事象の予測と評価（図2の④～⑦）

土地利用別の影響に対する許容基準をデルファイ法により求めたものを、評価基準とする。影響予測のための資料は、③④より得た。

3-4. 四日市地域の開発計画の評価と仮想的修正

⑥（図2）。評価基準の不適合地域（影響が予測され）を求めてみた。すると、SO_xの場合、環境基準不適合地域（⑥）よりも相当広い範囲となり、住居専用地域中にも見られるが、NO_xの場合には逆に⑥の範囲に含まれてしまう。このように、⑥と⑦の双方の基準による不適合地域を求めて比較することにより、二重のチェックができる。

次に、計画案の修正を試みることにより、提案した手法全体の実用性を検討する。今、オーコンビナートの計画が過去にひいて破棄されたとしたとき、ということを想定してアセスメントを行なうと、環境面からだけ見れば、⑥の不適合範囲はおよそ半分になる（SO_x）。また、さきほど経済的開発効果を維持する立場をとれば、コンビナート計画はそのままにして、住宅地を不適合範囲外の内陸丘陵地に立地させた。あるいは、コンビナート周辺に環境施設帯として緑地を併設する等、土地利用計画の修正が必要となる。なお、⑥の基準によるSO_xの不適合範囲（NO_xなどの地物遮蔽下）は、公害認定患者発生範囲と同じく一致している。

4. 結論

本研究では、従来のアセスメント手法を整理して手法の必要条件を明確化し、これを良く満足する環境システムストリックス法を地域計画用に改め、実際に人の健康などへの影響まで予測して計画の評価を試みた。これと共に計画案修正プロセスを提案し、仮想的アセスメントによりこれらの実用性を確認した。

図2. 代替案の評価と修正のフロー

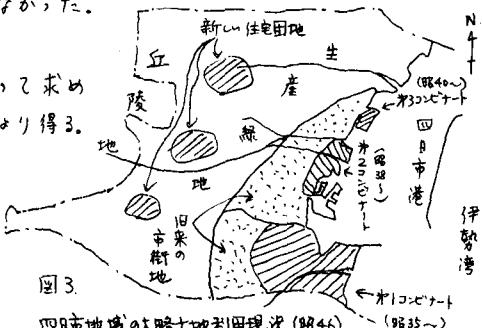
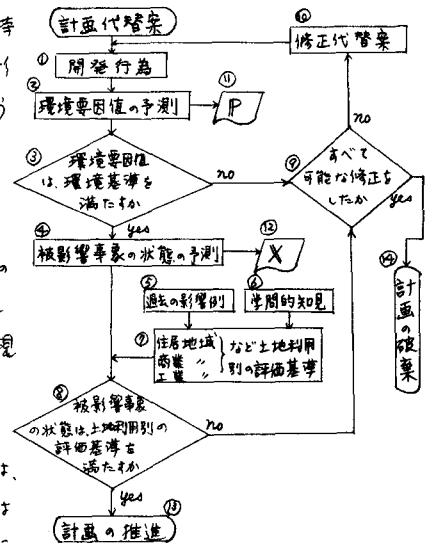


図3. 四日市地域の昭和46年土地利用現況